

条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 本校が発注する旧坂下高校残置物品等の廃棄収集運搬・処分業務委託に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付き一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、開札日時までに郵送、電子メール又は直接持参により提出しなければならない。

4 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札の執行等)

第6条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は公開とする。

3 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加

者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第 3 条第 2 項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 指定期限まで到着しなかった入札
- (4) 同一の入札について、同一人が 2 通以上なした入札
- (5) 鉛筆書きによる入札書
- (6) 入札の日付がない入札書
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (8) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (9) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (10) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札者の決定)

第 8 条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 9 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い順位を決定するものとする。

(契約保証金)

第 10 条 契約保証金の納付等については、福島県財務規則に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第 11 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、福島県立会津西陵高等学校長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して 7 日以内に、これを福島県立会津西陵高等学校長に提出しなければならない。ただし、福島県立会津西陵高等学校長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(質問及び異議の申立て)

第 13 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙

入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000~999)を記入する。

なお、記入がない場合などは、庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿の登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

ア 登録番号の小さい者から順にくじ番号(0、1、2…)を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

(1)登録番号順にくじ番号を付与する。

A社(登録番号 100980021)………… くじ番号 0

B社(登録番号 100980142)………… くじ番号 1

C社(登録番号 100982293)………… くじ番号 2

(2)くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社(くじの数 123) 合計($123+072+452=647$)

B社(くじの数 072)

C社(くじの数 452) 余り($647\div 3=215\cdots$ 余り2)

(3)順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、 $2+1=3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、 $0+1=1$ と一致するくじ番号であるB社